

令和5年度第4回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和6年3月5日（火） オンライン開催		
委員（敬称略）	第一分科会長	枝松 広朗	あおば公認会計士共同事務所 公認会計士
	委 員	遠山 康	遠山康法律事務所 弁護士
	委 員	小菅 瑠香	学校法人芝浦工業大学 建築学部 准教授
審議対象期間	原則として令和5年10月1日～令和5年12月31日の間における調達案件		
抽出案件	10件	(備考)	
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。	
審議案件	10件		
意見の具申または勧告	なし		
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問		回答
	下記のとおり		下記のとおり

【審議案件1】

審議案件名：名古屋検疫所中部空港検疫所支所仮眠室等改修工事

資格種別：建設工事 建築一式工事 C又はD等級

選定理由：一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため。

発注部局名：名古屋検疫所

契約相手方：株式会社BrainForest

予定価格：17,490,000円

契約金額：10,356,500円

落札(契約)率：59.2%

契約締結日：令和5年12月25日

（調達の概要）

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、3者の応札があり、株式会社 BrainForest が契約の相手方となった。落札率は59.2%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回答
低入札価格調査のヒアリングにおいて、「不當に低い請負代金となっていないか」という質問に対して「問題ない」という回答がなされておりますが、裏付けとなる資料の確認等はされているのでしょうか。	口頭の確認のみです。
同じく低入札価格調査のヒアリングにおいて、「経費は適正に見積もられているか」という質問に対して、「少な過ぎたと反省しているところはあるが、適切に支払う」という回答があります。また、「男子浴室と女子浴室のシャワーユニット設置費に10倍の開きがあるが、理由は」という質問に対して、「積算を誤ってしまったものであるが、金額変更なく履行可能」という回答があります。こちらも口頭による確認のみでしょうか。	「少な過ぎた」の部分については、株式会社 BrainForestより、公共工事の実績を作りたいから、低い金額で入札したという事情をお聞きしております。「10倍の開きがある」ことについては、入札書の中で我々が特に望んでいないロッカーの設置も入っておりまして、金額的には結局、差引きで同様の金額になることについて、了承しているところです。
次順位の応札者にも資料提出を求めたが、提出が遅れていたと資料に記載されています。次順位の方から、資料は提出されたのでしょうか。	はい。
現在、工事中ですか。	順調に着工しており、今週末には問題なく竣工、検査まで滞りなくできる見込みです。
口頭確認だけでは、やや不安が残るので、何らかの裏付ける資料等を確認されたほうがよいかと思います。	はい。
低入札の理由として、実績を作るための企業努力という理由だけでは、不當に安くしたのか確認できないと思います。次回から、低入札価格調査のヒアリングを行うときは、口頭による	確認いたします。

回答だけでなく、何か根拠を確認するような対応をしていただきたいです。	
他の委員からもあったのですけれども、低入札価格調査のヒアリングですが、型番は何かという質問には、先方から回答をもらえたのでしょうか。	型番までは示されていないのですが、一般的な間仕切り壁を製作している事業者から搬入を予定しており、仕様を満たすものを納入することを確認しておりますので、我々としては特に問題ないと判断をしました。
型番は何かという質問をされて、先方が忠実に答えていらっしゃらないとすれば、性能の担保をするために、どのようなものを使用するのかという確認が必要ではないでしょうか。	確認するべきだったと思っております。
低入札価格調査の内容で、工事費の内訳書が添付されておりますが、直接工事費や現場管理費が、予定価格の約6分の1で見積りされているのですが、現場管理者の配置が適正に実施されていることの確認は得ているのでしょうか。	管理費、法定福利費については、我々もかなり低いことを懸念しておりますが、契約先には確認したのですが、自社であったり、少ない下請けの中で多くの工事をされているので、そのような企業努力もあって少ない金額となっていると承知しております。
低入札の原因について、口頭だけではなく、やはり文書化して資料として残すべきと思いますが、いかがですか。	より詳細な資料を要求すべきだったと反省しております。
財務内容のレビュー結果がOKという記載がありますが、貸借対照表の資産項目の長期貸付金の内容は確認されましたか。	確認しておりません。
この点はヒアリングして内容の確認をしなければいけないと思います。	確認いたします。
(分科会長の意見) 低入札価格調査等の原因調査を行った場合は、文書化をして書面に残していただきたいと思います。今回、審議に挙がったことについては、部局に持ち帰って、十分御検討いただきたいと思います。	分かりました。

【審議案件2】

審議案件名：旧長濱検疫所一号停留所(厚生労働省横浜検疫所検疫資料館)組立工事
資格種別：一
選定理由：随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。
発注部局名：横浜検疫所
契約相手方：株式会社アイチケン
予定価格：314,050,000円
契約金額：314,050,000円
落札(契約)率：100.0%
契約締結日：令和5年10月27日

(調達の概要)

予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
随意契約の相手方は、当初の応札額より低い金額で受注されたのですね。	はい、2回目の入札より安い金額です。
値段を下げたことによる、履行の確実性や適切性に影響は、どのように確認されたのでしょうか。	この金額で履行できるということは、交渉の際に確認しています。
具体的にどのように確認なさったのかということを教えて下さい。	今回の工事は曖昧な点もあり、現地で確認をしたり、曖昧な部分を曖昧でなくすることによって、金額のリスクを減らすことができたので、予定価格の中に収めることができたというものです。我々からの説明や、交渉する過程で様々な確認をした結果、値段を下げることができました。
曖昧であるがゆえに事業者としては少し高めに見ないといけない部分をはっきりさせることで、それならこの価格で実施可能ということを確認したのですか。	はい、そのとおりです。
資料の中で工事期間が7か月は要るので、総合評価落札方式が使えなかったという文言もあったのですが、なぜ早めに始めることができなかつたのでしょうか。短い納期の中で今回受託した事業者の現在の履行状況と、どのように工期を縮めているのかをお聞かせいただけますか。	建てた後に横浜市に寄付するため、横浜市との場所などの交渉がなかなか決まらなかつたということがありました。 場所が決まった後も、工事の詳細についての調整がまとまらず、現在工事がほとんどできておらず、事故繰越の手続き中です。
理由については、委員会に提出した資料にきちんと書いてあるので、この内容を含めて随意契約理由書という書類を整えておいてください。	はい。
(分科会長の意見) 今回の審議内容につきましてヒントになるところがありましたら、いろいろ検討していただきたいと思います。ありがとうございました。	ありがとうございました。

【審議案件3】

審議案件名：大容量メモリサーバー等一式の購入契約

資格種別：物品の販売 A, B 又は C 等級

選定理由：一般競争入札を実施している案件中、1者応札であるため。

発注部局名：国立感染症研究所

契約相手方：HPCテクノロジーズ株式会社

予定価格：9,944,000円

契約金額：9,900,000円

落札(契約)率：99.6%

契約締結日：令和5年11月15日

(調達の概要)

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者の応札があり、HPCテクノロジーズ株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.6%である。

意見・質問	回答
一者応札になった要因について、プロダクトの提供はできるが、搬入据付工事等の対応実績がないとお答えになつた事業者がいらっしゃるとのことですが、この大容量メモリサーバーは、販売と搬入据付けは、それぞれ別の事業者が担当するのが一般的なのでしょうか。	いいえ。搬入据付け、テスト運用といった諸々の作業は、こういった商品を扱う事業者でしたら、当然のように最後の処理までやっていただけるものになっております。
今回は、搬入や据付けに何か特殊性があったのですか。	いいえ。特殊性はありません。事業者からの回答を受けて、少し疑問に感じたところではあったのですが、それ以上の詳細は確認しておりません。
一者応札となった要因関連で、落札の可能性が低いと回答した事業者がいますが、今回調達する大容量メモリサーバーは、落札された1者が特に強いという業界内での認識があるのでしょうか。	いいえ。特にそのような認識ではないと考えています。また、仕様書で機種を限定していないので、問題ないと認識しております。
事業に特殊性はなく、機種を指定しているわけではないので、一者応札の要因が分からぬですが、どのように分析されていますか。	応札されなかつた理由や、問い合わせがあつたものの辞退をした理由までは確認ができていなかつたので、今後もう一步踏み込んだ確認をする努力は必要かと考えております。
HPCテクノロジーズ社とは、過去にお取引はあつたのですか。	はい。今まで数件ではございますが、取引実績はありました。
参考見積を徴取されたA社は、なぜ応札されなかつたのですか。	予定価格を算出するために、見積りは徴取したのですが、その時点では気付かなかつたのですが、入札参加資格を保有していないことから辞退されたと推測しております。その他の者同様に、理由の確認まで至らなかつたです。
引き続き調査していただけるとよいと思います。 それと、予定価格の参考見積を2者から徴取していますが、差が付いているのは、特別出精値引の部分ですね。	はい。
安い方を予定価格にするのは十分あり得ると思いますが、特別出精値引に期待するのは適切なのでしょうか。	予定価格の算出におきましては、参考見積の平均ではなく最低価格で選定しているところですが、出精値引が含まれていたHPCテクノロジーズ社の見積書を採用したことは、改めて確認させていただきたいと思っております。
入札説明会で仕様書を手交した者が4者でしたが、もう少し多くの事業者に手交できる工夫はないのでしょうか。	当所は、大きく3庁舎に分けて契約事務を行っておりますので、他庁舎の同様案件における調達実績や調達契約締結者を確認しながら、どのような事業者が取り扱っているかも踏まえて事業者の情報収集をしております。そして、今回納入期限の兼ね合いもあり、公告掲載日を10開庁日と設定しましたが、今後は可能ならば15開庁日に延ばす等、検討する必要があるという考えです。

公告期間を、もう少し長くできるということですか。	公告期間を短期で設定している案件もありますが、可能な限りは公告期間を延ばすことに努めたいと思います。
履行期間が3月末まで、要してしまう案件なのですか。	はい。当時の商品の国内在庫といった関係も懸念しておりましたので、必要最低限の期間で設定することはもちろん理解しているものの、万が一のことを考えて、長めに設定したところです。既に今年の1月31日に納品されました。
納品物の確保に要する期間を考慮して、少し長めの履行期間にされたのでしょうかけども、やはり公告期間を長くすべきだったと思います。公告期間が短いと、入札参加者が減ることは事実なので、もう少し長めの公告期間にしていただいたら、入札参加者も増えたのかなとは思いますが、いかがでしょうか。	そのとおりだと認識しています。結果的に、大分早い納品になったところですが、国内在庫も含めてリサーチし、可能な限り公告期間を延ばすところは非常に大事だと考えておりますので、以後、そのように努めたいと思います。
参考見積を予定価格とされておりますが、これは何らかの過去の実績、あるいは実勢価格の調査等、科学的な検証ができるなら行っていただきたい。2者から参考見積を取られているので、大きな問題はないとは思いますが、参考見積に対する検証は必要なではないかなと思いますが、いかがですか。	今回は、物品の購入なので具体的な積算はしていませんでした。一方で、他の請負契約など作業が発生する案件におきましては、最新の積算資料に基づきながら積算しています。今後は、当事業のような物品の購入においても、そのようなことができるよう検討したいと思います。
(分科会長の意見) 今回の審議内容につきましては、部局に持ち帰っていただき、十分に御検討いただきたいと思います。ありがとうございました。	ありがとうございました。

【審議案件4】

審議案件名： 国立感染症研究所戸山庁舎管理棟3階改修工事

資格種別： 建設工事 建築一式工事 A又はB等級

選定理由： 一般競争入札を実施している案件中、1者応札であるため。

発注部局名： 国立感染症研究所

契約相手方： 株式会社イズミ・コンストラクション

予定価格： 327,360,000円

契約金額： 278,300,000円

落札(契約)率： 85.0%

契約締結日： 令和5年12月7日

(調達の概要)

一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、1者の応札があり、株式会社イズミ・コンストラクションが契約の相手方となった。落札率は85.0%である。

意見・質問	回答
一者応札になった要因分析として挙げられた、1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する管理技術者の専任配置というのは、本件工事においては必須の要件なのですか。	はい。
一者応札の要因分析の中にある、病原体等を扱う特殊な施設であるから、万が一事故が発生した場合のリスクを慮って、事業者が手控えてしまったのではないかということなのですが、病原体を扱う特殊な施設という環境は変えようがないという認識でよいでしょうか。	はい。
改修工事は頻繁に行われるものではないとは思うのですが、一者応札の要因分析に基づくと、施設改修工事は、一者応札になりやすいようです。何か一者応札にならないような工夫の余地はないのでしょうか。	入札公告後、国や自治体などの医療機関や研究所の改修工事、新築工事を手掛けた実績のある複数の建設事業者に声掛けをしております。その中で、技術者の配置が困難とのお答えもあるのですが、感染症研究所としては、引き続き類似の研究所、医療機関の改修実績のある事業者の方に幅広く声掛けをさせていただいて、入札への参加を促すことに努めたいと思っております。
ありがとうございます。是非、幅広く声掛けを行っていただいくとともに、公告などの際に、病原体等を扱う特殊な施設だからということで不安が生じないような工夫もしていただければと思います。	承知いたしました。
今回の条件で、施行実績でS造、SRC造又はRC造、1棟で延べ面積900m ² とありますが、今回の対象部分の3階の延べ面積は何平米ぐらいあるのですか。	ほぼ同等の約850m ² だったと思います。
この条件の緩和は難しいのですか。大きさの話もありますが、専門的教育・研究施設の施工実績が求められています。本件は管理棟の執務室の間仕切りを取り払って大部屋にする工事で、ここまで条件を付けなくてもよいのかと思われますが、いかがでしょうか。	今回の改修対象が管理棟ということを考えると、幅広く入札者に参加していただくという意味では、施設の要件、種別については検討の余地があると思っております。 それほど狭めた要件ではないという認識で、入札公告を出しましたが、結果的に一者応札だったということは今後、検討していきたいと思います。
執務室の改修であれば、専門的な施設ではないことをお伝えしたほうが、取つき難いと思われる事業者が少なくなると思います。	誤解が生じないような説明の仕方が必要かなと思います。
落札した株式会社イズミ・コンストラクションの最終的な落札見積りがありますが、低入札価格調査の対象にはなっていませんが、予定価格より落札額が15%低かったのは、どの点が低かったのかを検証する必要があるのではないでしょうか。	直接工事費の建築工事と電気工事が予定価格上の積算と乖離が見られます。当所には、営繕の担当者が在籍していないため、専門的な分析は難しいのですが、どういった要因で予定価格との差が生じたのかということについては、見積りを分析して、今後に活かしたいと考えております。

(分科会長の意見)

委員から、審議の中で出てきた様々な意見がありますので、特に要件については、非常に重要な点であるので、しっかりと御検討いただきたいと思います。

ありがとうございました。

【審議案件5】

審議案件名：遺伝子解析用パソコン1台他一式の購入契約

資格種別：物品の販売 B、C又はD等級

選定理由：一般競争入札を実施している案件中、1者応札であるため。

発注部局名：国立感染症研究所

契約相手方：堀内電機株式会社

予定価格：1,704,760円

契約金額：1,704,759円

落札(契約)率：100.0%

契約締結日：令和5年12月26日

(調達の概要)

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者の応札があり、堀内電機株式会社が契約の相手方となった。落札率100.0%である。

意見・質問	回答
一者応札の要因分析で、カスタマイズモデルであることを辞退の理由に挙げた事業者は複数いたのでしょうか。	複数ではなく、1者からの回答です。
特殊なカスタマイズなのでしょうか。	メモリやセキュリティをどうするかなどのレベルのカスタマイズですので、家電などを取り扱っている事業者であれば、納入することはできると聞いております。
一者応札になった要因分析に記載があるように、新たな事業者のリサーチをはじめとする幅広い声掛けや、公告期間を長めに取って準備期間を与えるといった御尽力は、是非していただきたいと思います。	はい。
参考見積を提出したA社は、なぜ応札されなかつたのでしょうか。	自社の得意分野ではないためということです。
難しいカスタマイズではないような気がしましたので、少し違和感があります。他に一者応札になった理由はありますか。	実は今回、予定価格により決まっている厚生労働省の基準によって参加資格をB、C、D等級の3つに指定したのですが、家電量販店の何者かと取引があり、入札することができると聞いて見積書も頂いていましたが、いずれもA等級ということで入札には参加できませんでした。もし参加資格がA等級であれば入札に参加できたと回答を頂いております。
家電量販店からも見積書を取られたというお話ですが、価格的にはどのようなものだったのですか。	価格的には、落札した金額より数万円ぐらい高い金額です。
今回、それらの見積書を予定価格の設定には使わなかったのですね。	はい。今回はB、C、D等級の中で2者提出いただけましたので、そちらを参考にして予定価格を設定したところです。
履行期限は今年の3月25日ですが、いつ頃履行されたのですか。納入期日に余裕があれば、入札日を延ばして、準備期間を長くしてはいかがでしょうか。	かなり前に納入していたと思います。おっしゃるとおり、結果的には、もう少し入札公告期間を長めに取ってもよかったですと考えております。今後、入札公告期間も踏まえて検討したいと思います。
予定価格の設定に用いた参考見積を2者から頂いているのですが、どのような選定基準だったのですか。	村山庁舎で通常取引している事業者に入札説明書をこちらからお送りしまして、入札に参加を検討していただくとともに、協力いただけるのであれば参考見積書をお願いしますという形で、選定というよりは全員にお願いをしております。
何者ぐらいお声掛けをされたのですか。	本件については、合計10者に入札説明書をお送りしております。
(分科会長の意見) 入札者が1者にならないような工夫を考えて、実行していただきたいと思います。 御説明ありがとうございました。	はい。ありがとうございました。

【審議案件6】

審議案件名 : 麻薬取締部ネットワークシステム用サーバ機器及び端末に係る賃貸借及び移行・保守一式
 資格種別 : 役務の提供等 A等級
 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、落札率が高いため。
 発注部局名 : 関東信越厚生局
 契約相手方 : 富士テレコム株式会社
 予定価格 : 280,597,000円
 契約金額 : 279,694,947円
 落札(契約)率 : 99.7%
 契約締結日 : 令和5年10月2日

(調達の概要)

一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、2者の応札があり、富士テレコム株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.7%である。

意見・質問	回答
参考見積を取得していますが、国庫債務負担行為額を超過していることから、国庫債務負担行為額を予定価格としたということですね。	はい。
落札者は、参考見積よりも低い金額で入札しましたが、それによって業務の質が落ちるわけではないということは、技術審査によって確認できているという理解でよろしいですか。	<p>そのとおりです。参考見積の位置付けですが、競争価格ベースではなくて、標準価格ベースで見積もっているものと認識しております。</p> <p>標準価格というのは、あくまで競争が働かない原理においての見積りであることから、一般競争入札が実施された段階で、他者よりもどの点において効率的に事業を履行できるかという点で、価格の差異が発生するものと認識しております。</p>
予定価格の策定方法について、A社、B社とも参考見積が高かったので、国庫債務負担行為額を予定価格としたという話でした。国庫債務負担行為額で業務ができるのか、予算要求額を予定価格とするのが適切というかというのは、どのように考えていますか。	<p>標準価格で参考見積を微した上で、予定価格の範囲内であれば、平均値を取って予定価格を取る、最低値を取って予定価格を取るなど、様々な予定価格の作成手順があると承知しておりますが、予算額を上回った予定価格は策定できません。そのため、予算額が予定価格になったというのはこのような経緯となります。</p> <p>作業の質が保てるのかという点については、技術審査委員会で履行性を審査していると御理解いただければと思います。</p>
サーバと端末を別々に調達した前回の契約事業者も、富士テレコム株式会社ですが、前回の状況をご存じで安く応札できた可能性もあるのでしょうか。	可能性はあると思います。現行事業者は、現行の業務要件の5年間の業務内容を十分に理解しているアドバンテージを有していると思います。
A社からの参考見積に、検収翌月末現金払いとの支払条件の記載がありますが、調達の条件に合わないのではないですか。	そのとおりです。あくまで参考見積りですので、この調達に特化したものではなく、汎用的な様式を使った結果の文言ではないかと思いますが、精査できていなかったです。
(分科会長の意見) この委員会で議論されたことについては、部局に持ち帰っていただいて、十分御検討いただきたいと思います。ありがとうございました。	ありがとうございました。

【審議案件7】

審議案件名：国有財産における大気中のアスベスト測定業務
 資格種別：役務の提供等 A, B又はC等級
 選定理由：一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため。
 発注部局名：北海道厚生局
 契約相手方：日本衛生株式会社
 予定価格：2,453,000円
 契約金額：1,058,200円
 落札(契約)率：43.1%
 契約締結日：令和5年11月15日

(調達の概要)

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、2者の応札があり、日本衛生株式会社が契約の相手方となった。落札率は43.1%である。

意見・質問	回答
予定価格の設定について、次順位の応札者の入札金額も、予定価格の約50%です。予定価格を適正にするために、参考見積の取得方法の工夫はできるのでしょうか。	アスベスト調査を行っている北海道内の事業者を調べて、仕様を伝えて、見積りを依頼したものです。初めての案件だったので、2者の参考見積を取って、両者が近い金額でしたので、この程度の金額が妥当だと思い予定価格を設定したところです。
参考見積をより幅広く取るなど御検討ください。 2点目です。落札率が低いことで、業務の遂行に悪影響を及ぼすものではないかという点については、検討しましたか。	落札した後に、余りにも価格が低かったので、仕様どおりにできるかを事業者に確認しました。 既にアスベストの採取は終わっていますので、業務に支障があるとは聞いておりません。
契約締結に当たっては、具体的にはどのようなことを事業者に確認しましたか。	場所が4か所あることや、連続して3日間で調査をすると仕様書に記載していたので、勘違いしていないか、確認したところです。
仕様書の内容について、誤解がないかを確認なさったのですか。	はい。また、アスベストの分析などはしっかりとできるかも確認しました。問題なくできるという確認はしております。
「できる」という確認は、先方の「できる」という口頭での回答のみで、特に資料等を確認されたわけではないですか。	はい。
金額的に高額な調達ではないので、どこまで労力を掛けるかという問題はあると思うのですが、落札率が低い場合の履行の確実性の確認については、可能な限り詳細に、御対応いただければと思います。	はい。
見積りを見比べて、どの部分で安価にできたかというような確認はされていないのでしょうか。	分析費、測定費が大分安くなつておりました。
業務に支障はないと判断できる内容だったのでしょうか。	はい。
参考見積を取った2者は、今回は応札されなかつたのですか。	1月、2月の実施だと、作業員の確保ができないということで、「今回は見送る」という回答を頂いています。
予定価格は参考見積を2者から取って、低いほうを採用されているということですが、予定価格が適正なものだということの検証はされているのですか。	中身の検証はしていません。2つを比較して、安いほうで予定価格を立てました。
科学的な検証、過去の実績と比較したり、実勢価格を調査したり、そういうことは難しいものなのですか。	他の機関で同じような案件があるかどうかを確認すればよかったです。
低入札の履行可能性を事前に検証をしたことのわかる文書はきちんと保存されているのですか。	保存しています。
(分科会長の意見) 分かりました。低入札価格調査の対象案件ではありませんが、このような形で低入札価格調査に準じたものを行い、履行に問題はないという結論に至ったという経緯をきちんと記したものをお残しておこうようにしてください。	はい。

【審議案件8】

審議案件名： 国立療養所菊池恵楓園 園内建物等解体工事 令和5年12月12日～令和6年3月22日 「電気工事」
 資格種別： 建設工事 解体工事 B又はC等級
 選定理由： 一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため。
 発注部局名： 国立療養所菊池恵楓園
 契約相手方： 有限会社幸明開発
 予定価格： 34,271,000円
 契約金額： 22,000,000円
 落札(契約)率： 64.2%
 契約締結日： 令和5年12月12日

(調達の概要)

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、5者の応札があり、有限会社幸明開発が契約の相手方となった。落札率は64.2%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回答
予定価格に近い金額で入札した者もいたので、予定価格の設定が高額過ぎたということではないと理解しております。低入札価格調査について、ここまで低い金額で入札できた要因を、もう少し詳細に説明してください。	請け負った工事の全てを自社で完結できるからということでした。解体工事では、通常、工事の中の一部は自社でやって、ほかは、下請の事業者に任せることが多いと聞いております。今回については、全て自社の人工と機械で施工するために安くできると説明を受けております。
予定価格の設定方法ですが、参考見積は取っていないですか。	参考見積を取りまして、その中で一番安い単価になっている価格を採用している項目もあります。
参考見積の提出には、今回応札してきた事業者にも協力してもらっているのですか。	いえ、ほかの会社の見積りを採用しております。
かなり落札率が低いですが、今のところ工事は順調に進んでいるのでしょうか。職人の労働時間など、当初の申告どおりに進められているのでしょうか。	はい。特に問題なく、ここまで施工していただいたと感じております。
公告から1か月で複数者が集まつたことに、なにか理由があるのでしょうか。解体ですが、熊本は職人が多いというようなことはあったのですか。	解体は、新築や改修に比べると、参加者は多いと感じております。
入札日が11月16日で、契約日が12月12日。26日間経過している理由はどのようなものだったのですか。	落札価格が基準相当価格を下回りましたので、適正な契約ができるかの調査を行うため、保留にしました。その後、履行できるか、提出された書類をもってヒアリング等を行い、この内容で施工できるという判断をして、12月12日に契約したという流れです。
工事明細の予定と、実際の落札額の工事明細が添付されておりますが、その中で一番価格の開きがあるのは、焼却炉です。予定価格と落札金額で、2分の1ぐらいの開きがあるのですが、焼却炉についてどのように予定価格を算定したのでしょうか。	ほかの建物と同様ですが、参考見積や、あとは建設物価等の資料を採用して、予定価格を算定しております。
(分科会長の意見) 審議された事項については部局に持ち帰っていただいて、十分に御検討いただければと思います。ありがとうございました。	ありがとうございました。

【審議案件 9】

審議案件名：微生物同定感受性分析装置

資格種別：一

選定理由：随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。

発注部局名：国立療養所宮古南静園

契約相手方：株式会社沖縄メディコ

予定価格：10,269,600円

契約金額：10,269,600円

落札(契約)率：100.0%

契約締結日：令和5年11月2日

(調達の概要)

予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
予定価格の設定に関し、「①他施設の導入実績」との記載がありますが、この導入実績とは、いつの時期のものでしょうか。	菊池恵楓園が令和4年3月に購入しているものです。沖縄愛樂園が令和3年11月24日です。
時期が異なる値引き率を用いて、予定価格を設定するのは適切なのでしょうか。	同じハンセン病療養所に照会をしています。そのほかにメーカー、沖縄メディコとA社などの見積書を参考にしたのですが、やはり安いほうが望ましいので、沖縄愛樂園の値引き率を採用しました。
安く調達できるに越したことではないのですが、令和3年の値引き率に基づいて、予定価格を設定することになりますよね。	はい。
3年も前の価格を用いた予定価格の設定というのは、適切なのでしょうか。	12施設に照会をして、2件しか回答がなかったため、それを踏まえて値引き率を決定することは妥当と判断しました。
時期が異なる以上、安いほうの納入率を適用して予定価格を設定するということについては、再考いただぐ余地もあるかと思いますので、意見としてお聞きいただければと思います。	分かりました。
(分科会長の意見) 今の審議内容につきましては、いろいろ御検討いただきたいと思います。過去の納入率をそのままお使いになることがよいかどうかも含めて、御検討ください。 ありがとうございました。	ありがとうございました。

【審議案件10】

審議案件名：厚生労働省昭和館中央監視装置更新工事
 資格種別：建設工事 管工事 A又はB等級
 選定理由：一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、落札率が低いため。
 発注部局名：大臣官房会計課
 契約相手方：フィット電装株式会社
 予定価格：46,937,000円
 契約金額：35,849,000円
 落札(契約)率：76.4%
 契約締結日：令和5年10月13日

(調達の概要)

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者の応札があり、フィット電装株式会社が契約の相手方となった。落札率は76.4%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回答
更新工事というのは、既存の装置、あるいは設備を活かしたまま改修を加えるという工事なのでしょうか。	中央監視装置の既存のものと並行して稼動させ、切替えを行いながら更新を行う工事です。
既存の装置を稼動させながら更新を行うというのは、簡単に言うと何を行うことになるのでしょうか。	中央監視装置という装置自体が、ビルのそれぞれの設備を動かすためのセンサーや、アクチュエーターから接続される信号を集中的に処理する装置になっていまして、切替えをしながら装置の更新を行っていくものです。
一者応札の要因について、コロナ禍が収束したことにより設備投資が増加しており、人員的に余裕のある事業者が少なかつたと記載されており、時期ないしそのときの環境によるものという分析をされているかと思います。今回応札した事業者は、既存装置の保守点検を担当していてシステム内容を熟知している事業者ですよね。必ずしも時期的な問題だけではなくて、応札者特有の強みがあったという要因も働いていると理解してよろしいでしょうか。	フィット電装株式会社が参加したことに関しては、そのように捉えております。
更新はどれぐらいの頻度で行われるものですか。	大体15年から30年で更新をするものです。
予定価格は、どのように積算されたのでしょうか。参考見積は取らなかったのですか。	参考見積は微取しておりません。予定価格を作成するに当たって、必要な見積りは当然微取しております。
仕様書を手交した中に、予定価格積算時に参考にする見積書を提出いただける事業者がいたのですか。	今回参加している事業者からは見積書を微取しておりません。
一者応札の再発防止として何ができますか。既存の事業者が熟知しているからという理由でしたら、どうにもならないかと思ったのですが、そうではないならば、どのような対応を考えられますか。	公告期間を延ばす、新聞掲載などです。
次に更新されるときに同じことにならないように、策を練つてください。	はい。
予定価格の内訳書に中央監視装置の金額が載っていますが、この金額は、どのように取られたのですか。	公共建設工事の官公庁統一基準というものがあり、工事積算書の作成の仕方の中にある方法で積算単価など、公表価格で作れないものに関しては事業者の見積りを参考に価格を決定することになっています。本件においては参考見積を3者から取っています。ただ、それがそのまま予定価格になっているというわけではありません。
大規模な装置ですと、見積りも難しい印象があります。適正な価格を算定するためには、事業者の参考見積を取る必要もあるかと思うのですが、問題ないのでしょうか。	予定価格の作成のための工事費積算書の作成に当たっては、工事費等の適正な金額を決めるために複数の事業者から参考見積を取って、それに基づいて査定を行って価格を決定するようにしています。ただ、手続自体は公共建設工事の官公庁統一基準の中で示されている手

	順に基づいて実施しておりますので、少しやり方としては違うのかと思っています。
性能も十分考慮すべきと思いますが、性能が確保されるということは、図面の中で事業者は読み取れるのですか。	はい。図面に必要な諸元が記載されておりまして、こういう監視を行ってくださいという文章で表現しています。
今までの旧装置とほぼ同じ性能ですか。	はい。
予定価格を自前で作ったとのことですが、その金額の根拠となる資料はあるのでしょうか。	はい。積算単価等を積み上げたりした資料があります。今、委員のおっしゃった見積りについても3者から出していただいて比較したものを、ヒアリングをした掛け率、実勢率で査定をして、それを基に予定価格の根拠としております。
(分科会長の意見) 分かりました。では、終わります。ありがとうございました。	ありがとうございました。

24都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
電話03-5253-1111(内7966)